

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	地域公共交通事業者人材確保支援事業
補 助 事 業 の 目 的	公共交通ネットワークを維持するため、人材確保に取り組むバス・タクシー事業者の第 2 種免許取得費用及び受験資格特例教習受講費用等の一部を支援する。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	①道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、同法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光（貸切）バス、県外高速バスは除く ②同法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に事業所を有するタクシー事業者又は一般社団法人兵庫県タクシー協会 ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	補助対象者が雇用する者の大型・第二種免許取得費用、特例講習受講費用、AT 限定解除講習費用、又は一般社団法人兵庫県タクシー協会が補助する経費 （注 1）採用計画を作成すること （注 2）補助金を活用する人材を採用後 3 ヶ月以上継続して雇用すること
補 助 率	1/4
補 助 金 の 額	補助金の額は、補助対象経費に 1/4 を乗じた額（1,000 円未満切捨）以内、かつ、 ①乗合バス事業者については上限 150,000 円/人 ②タクシー事業者については上限 100,000 円/人 ただし、予算の範囲内の額とする
適 用 除 外 す る 条 項	—
そ の 他 の 事 項	補助金の交付は、事業者について 1 回限りとする。 ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。